

地上デジタル テレビ放送開始へ

地デジとは？

テレビや新聞等で「地デジ」と頻りに報道されているかと思いますが、「地デジ」とは、「地上デジタルテレビ放送」の略です。

現在、電波の送信形式にはアナログ波とデジタル波の二種類があり、一般的にご覧になっている放送（NHK、高知放送、テレビ高知、高知さんさんテレビ）は、地上の施設を通して送信されるアナログ波の放送です。

国の方針に基づき、地上の施設を通してデジタル放送（地デジ）の整備が全国的に急ピッチで進められており、アナログ波による地上テレビ放送は、平成二十三年七月二十四日までにデジタル放送に完全に移行する予定です。

四万十町では、いつから見える？

四万十町では、平成十九年の窪



総務省全国地上デジタル放送推進協議会より

2011年7月24日までに
アナログテレビ放送は終了します。

日本の電波は、足りなくなっています。デジタル化すれば電波の有効活用が進み、テレビがもっと楽しく、暮らしがもっと便利になります。

地上デジタル放送とは、電波の送信形式がアナログ波からデジタル波に変化した放送のことです。アナログ波による放送は、電波の送信形式がアナログ波であるため、電波の送信形式がデジタル波に変化した放送は、電波の有効活用が進み、テレビがもっと楽しく、暮らしがもっと便利になります。

川中継局を皮切りに、平成二十年には大正中継局、平成二十一年には窪川琴平中継局・窪川興津中継局、平成二十二年には窪川志和中心点では、それ以上の詳細は決定していない状況です。）

また、現在町内にはNHKと一般の共聴施設をあわせると四十四施設の共聴施設があり、この共聴施設を利用してテレビを視聴されている方もいらっしゃると思いますが、この共聴施設に関しては、現状ではデジタル放送を受信できないため改修を行う必要があり、そのための費用と時間がかかるようになります。

昨年高知県が実施した「いの町」をモデルにした共聴施設の改修による地上デジタル放送受信対策のシミュレーションでは、新設を除き可能な限りの共聴施設を小規模改修し、老朽化した共聴施設については大規模改修を行った場合の総事業費が3億円と試算されています。いの町の共聴施設数が五十四施設、本町の共聴施設数が四十四施設であることから、本庁においても同程度の経費が必要であると見込まれます。

しかし、現在の共聴施設を改修しただけでも受信できない場合や現在直接受信できている地域でも受信で

きなくなる可能性もあり難視聴地域の拡大が懸念されているところ

です。

十和地区（旧十和村）の皆さまにおかれましては、町営のケーブルテレビにてテレビをご覧になられていると思いますが、ケーブルテレビにつきましてもデジタル放送への改修が必要です。

四万十町の対策・方向性は？

四万十町では、この地上デジタルテレビ放送の問題だけではなく、携帯電話不感地域解消・行政情報の伝達手段の確保・高速大容量のインターネット環境整備等、都市部並びに地域内格差の問題を解消させるために、平成十八年八月に「地域情報システム整備プロジェクトチーム」を設置し、現在、分析・検討・協議を行っております。

また、このプロジェクトの中で住民アンケート等を実施し、皆さまの要望調査結果を含めた地域情報化計画として、来年度早々に四万十町としての方向を示す予定です。（町民皆さまへの情報提供は広報誌等で随時行っていく予定です。）

皆さまのご協力をよろしくお願ひします。

地デジについてのお問い合わせは

■総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター
Tel/0570・07・0101

■四万十町役場企画課
Tel/22・3124

●公営住宅入居者募集

団地名

- ①興津第1団地（公営旧窪川
- ②昭和第五団地（公営旧十和
- ③十川鍋谷団地（若者旧十和
- ④南町第三団地（特公旧大正

額控除後）が月額200,000円（老人等は268,000円）以下であること

（2）現に同居又は同居しようとする親族があること（老人等単身申込可能条件有、単身で申し込まれる場合には事前にお問い合わせください。）

◆若者

- （1）世帯主が40歳未満のもので、町内に定住しているもの又は定住しようとするもの
- （2）使用期間は、原則10年とする

◆特公

- （1）入居しようとする者全員の所得（政令で定められた控除額控除後）が月額200,000円以上601,000円以下であること
- （2）公租公課を納めていること

◆共通

- （1）現に住宅に困っている方
- （2）公租公課を納めていること

選考方法

募集戸数を超える申込みがあった場合は、実態把握及び書類審査により選考委員会の意見を聴いたうえ順位を決定します。順位を定めたい場合は、抽選とします。

お問い合わせ先

本庁建設課

Tel/22・3120

大正総合支所産業建設課

Tel/27・0113

十和総合支所産業建設課

Tel/28・5111（代表）

申込に必要な書類

入居申込書、住民票、所得を証明する書類等
主な入居資格

◆公営

（1）入居しようとする者全員の所得（政令で定められた控除